

リフォーム融資耐震改修工事(一般)

耐震改修に1,000万円まで融資

概要

耐震改修を行う場合、(独)住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用することができます。融資限度額は1,000万円です。

これだけお得です

融資限度額

1,000万円(100万円以上、10万円単位)

※住宅部分の工事費の80%が上限です。

このような工事が対象です

住宅金融支援機構の定める耐震性に関する基準等に適合するための工事

- (1)建物の形・壁の配置などに関して、基準に適合するための工事
- (2)「木造住宅の耐震診断と補強方法」などの耐震診断の結果に基づき、現行建築基準法相当の水準まで耐震性を向上させる工事
- (3)「木造住宅の耐震診断と補強方法」により地震に対する安

全性が確認できた住宅の耐震性を更に向上させ、リフォーム工事前の住宅のバランスを低下させない工事

- (4)「木造住宅の耐震診断と補強方法」により住宅の耐震性を向上させ、リフォーム工事前の住宅のバランスを低下させない工事で、地方公共団体の耐震改修に関する助成を受ける工事
- (5)住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準の耐震等級を向上させる工事

制度の
詳細

独立行政法人住宅金融支援機構
<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html>



リフォーム融資耐震改修工事・バリアフリー工事(高齢者返済特例)

死亡時に元金を一括返済できるリフォーム融資

概要

満60歳以上の方が、居住する住宅のバリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に利用できます。

連帯債務者を含む申込者全員の死亡時までを返済期間として、毎月の返済は利息のみを支払い、連帯債務者を含む申込者全員の死亡時に、借入金の元金を一括返済する制度です。

対象となる住宅は、工事完了後の住宅部分の面積が50㎡(共同建40㎡)以上の住宅です。また、申込者本人、申込者本人の配偶者、申込者本人または配偶者の親族の内、いずれかの方が所有または共有している住宅であることも必要条件の1つです

これだけお得です

利息のみの返済で月々の負担を軽減

融資額1,000万円を借り入れた場合の毎月の返済額
耐震改修工事のリフォーム融資(一般)の場合

10年間元利均等返済 年0.59% 85,836円(元金+利息)
20年間元利均等返済 年0.84% 45,279円(元金+利息)

↓
耐震改修工事のリフォーム融資(高齢者返済特例)の場合
年0.72% 6,000円(利息のみ)

バリアフリー改修のみの高齢者返済特例の場合
年0.92% 7,666円(利息のみ)

※金利は2019年2月時点

融資限度額は1,000万円

リフォーム工事費用または1,000万円のうち、いずれか低い額が限度額となります

※バリアフリー工事と耐震改修工事を併せて行った場合でも、融資限度額は変わりません

制度の
詳細

独立行政法人住宅金融支援機構
http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_reformbf_revmo/index.html

